

なごや集約連携型まちづくりプランに関する事務取扱要綱

(目的)

- 第 1 条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号。以下「法」という。）第 81 条に規定する立地適正化計画として作成する「なごや集約連携型まちづくりプラン（以下「プラン」という。）」の運用に必要な事項について定めることを目的とする。

(プランの公表)

- 第 2 条 市長は、法第 81 条第 23 項の規定によりプランを公表したときは、その旨を告示し、当該プランを一般の縦覧に供するものとする。
- 2 前項の規定は、プランの変更（都市再生特別措置法施行規則（平成 14 年国土交通省令第 66 号）第 31 条に規定する軽微な変更を除く。）について準用する。

(誘導施設)

- 第 3 条 法第 81 条第 2 項第 3 号の誘導施設は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 別表 1 の内容に該当するもの
 - (2) 別表 2 の内容に該当するもののうち、市長が指定するもの
- 2 誘導施設には、建築物の新築等の後に、前項に規定する誘導施設に該当することとなると認められる施設を含むものとする。

(居住環境向上施設)

- 第 4 条 法第 81 条第 5 項の居住環境向上施設は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 別表 3 の内容に該当するもの
 - (2) 別表 4 の内容に該当するもののうち、市長が指定するもの
- 2 居住環境向上施設には、建築物の新築等の後に、前項に規定する居住環境向上施設に該当することとなると認められる施設を含むものとする。

(誘導施設及び居住環境向上施設の指定)

- 第 5 条 建築主又は所有者は、第 3 条第 1 項第 2 号に規定する誘導施設又は前条第 1 項第 2 号に規定する居住環境向上施設の指定（以下「指定」という。）について、市長に申し出ることができる。
- 2 指定を市長から受けようとする者は、誘導施設・居住環境向上施設指定申出書（別記第 1 号様式。以下「指定申出書」という。）正副 2 通に、それぞれ次の各号に掲げる図書又は書面を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 次表に掲げる図書

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	・ 方位、道路及び目標となる地物
配置図※	・ 縮尺及び方位 ・ 敷地境界線及び敷地内における建築物の位置、 ・ 土地の高低 ・ 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 ・ 指定された容積率の数値の異なる地域の境界線
各階平面図※	・ 縮尺及び方位 ・ 間取、各室の用途及び床面積 ・ 誘導施設又は居住環境向上施設の用途に供する部分の位置、種類及び面積
2面以上の立面図※	・ 縮尺 ・ 開口部の位置 ・ 誘導施設又は居住環境向上施設の用途に供する部分の位置、種類
2面以上の断面図※	・ 縮尺 ・ 地盤面 ・ 各界の床及び天井（天井のない場合は屋根）の高さ、建築物の各部分の高さ ・ 誘導施設又は居住環境向上施設の用途に供する部分の位置、種類
誘導施設又は居住環境向上施設に係る床面積求積図	・ 誘導施設又は居住環境向上施設に供する部分の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式

※指定に係る部分を着色等で明示すること

(2) 誘導施設又は居住環境向上施設に該当することを示す図書又は書面

(3) 代理者によって指定を申し出る場合に当たっては、当該代理者に委任することを証する書類又はその写し

(4) その他市長が必要と認めるもの

3 市長は、指定を受けようとする者から指定申出書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、誘導施設又は居住環境向上施設に指定するものとする。

4 市長は、指定をするときは、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 誘導施設又は居住環境向上施設の種類

(2) 誘導施設又は居住環境向上施設の内容

(3) その他指定に必要と認められる事項

5 市長は、指定をした場合においては、速やかに、誘導施設・居住環境向上施設指定通知書（別記第2号様式）に、指定申出書の副本及びその添付図書又は書面を添えて、指定申出書を提出した者（以下「申出者」という。）に通知するものとする。

6 市長は、指定をしない場合においては、速やかに、指定をしない旨の通知書（別記第3号様式）に、指定申出書の副本及びその添付図書又は書面を添えて、申出者に通知するものとする。

7 申出者は、申出を取り下げようとするときは、速やかに、取下届（別記第4号様式）を

市長に提出しなければならない。

（申出書記載事項の変更）

第 6 条 指定を受けた者は、当該指定に係る指定申出書及びその添付図書又は書面に記載した事項について変更する場合においては、改めて、指定を受けなければならない。この場合においては、前条の規定を準用する。

2 前項の場合において、市長が重要でないと認める事項の変更である場合においては、前項の規定にかかわらず、記載事項変更届（別記第 5 号様式）に前条第 2 項に規定する図書又は書面のうち市長が必要と認めるもの及び誘導施設・居住環境向上施設指定通知書を添えて、市長に提出するものとする。

（誘導施設及び居住環境向上施設の解除）

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を解除することができる。

（1）誘導施設又は居住環境向上施設の建築若しくは運営等が適切に行われていない、又は行われないと見込まれるとき。

（2）指定（前条第 1 項に基づくものを含む。以下この条において同じ。）を受けた者から、指定解除の申し出がなされ、次の図書及び書面が提出された場合で、指定を解除することが適当であると認められたとき。

ア 誘導施設・居住環境向上施設指定解除申出書（別記第 6 号様式。以下「指定解除申出書」という。）正副 2 通

イ 指定を要しないことの確認に必要な図書

ウ その他市長が必要と認めるもの

（3）その他指定を解除することが適当であると認められるとき。

2 市長は、第 1 項各号のいずれかに該当するため、指定を解除したときは、誘導施設・居住環境向上施設指定解除通知書（別記第 7 号様式）により通知するものとする。ただし、同項第 2 号に該当する場合においては、誘導施設・居住環境向上施設指定通知書に指定解除申出書の副本及びその添付図書を添えて、通知するものとする。

3 市長は、第 1 項第 2 号の規定による指定解除の申し出がなされた場合において、指定の解除をしないときは、申出者に指定の解除をしない旨の通知書（別記第 8 号様式）に指定解除申出書の副本及びその添付図書を添えて、通知するものとする。

（届出が必要な開発行為）

第 8 条 法第 88 条第 1 項及び法第 108 条第 1 項の規定により市長への届出が必要な開発行為は、名古屋市開発行為の許可等に関する運用基準第 4 に規定する「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」に該当するものをいう。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 25 日から施行する。

別表 1

誘導施設の種類		内容
文化・スポーツ 交流施設	劇場、映画館、観覧場、 演芸場	劇場、映画館、観覧場又は演芸場
	多目的ホール	多目的ホール(興行場法第 1 条第 2 項に規定する興行場営業が行われる施設に限る。)
	博物館、美術館	博物館法第 2 条第 1 項に規定する博物館又は同法第 31 条に規定する博物館に相当する施設その他これらに類するもの
	図書館	図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館その他これに類するもの
	生涯学習施設	名古屋市生涯学習センター条例第 1 条に規定する生涯学習センターその他これに類するもの
	スポーツ拠点施設	スケート場、水泳場、スポーツの練習場その他これらに類する運動施設(その用途に供する部分の床面積の合計が 8,000 m ² 以上のものに限る。)
国際・産業交流 施設	大学・短期大学	学校教育法第 1 条に規定する大学
	MICE施設(ホール・会議室等)	ホール、会議室等(一室の床面積が 200 m ² 以上のホール、会議室等を有する施設に限る。)で、市民向けの展示会、国際会議、宴会等を実施できる施設
	バンケット(会議・宴会)に対応した一定規模のホール等を有するホテル	市民向けの展示会、国際会議、宴会等が実施できるホール等(一室の床面積が 200 m ² 以上のものに限る。)を有する宿泊施設(宿泊施設の整備に着目した容積率緩和方針第 3(4)に規定する宿泊施設に限る。)
子育て・高齢者 交流施設	児童館	児童福祉法第 40 条に規定する児童厚生施設(児童遊園を除く。)
	福祉会館	老人福祉法第 20 条の 7 に規定する老人福祉センター
拠点的な 医療施設	一般病床 200 床以上の 病院	医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院(同法第 7 条第 2 項第 5 号に規定する一般病床が 200 床以上のものに限る。)
拠点的な行政 サービス施設	区役所	区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例第 2 条で定める区の事務所

備考 誘導施設は、その用途に供する部分の床面積の合計が 500 m²以上のものに限る。

別表 2

誘導施設の種類		内容
国際・産業交流施設	イノベーション施設	コワーキングスペース、イベント・セミナースペース、展示・実証スペース、企画・共同研究開発スペースを有するもので、次のいずれかの事業を行うことを主たる目的とする施設 1 オープンイノベーション推進事業：企業、大学、研究機関等の技術、アイデア等に、他の企業等のそれらを組み合わせ、新たな製品、サービス等の企画、研究、開発等を行うことを推進するもの 2 スタートアップ支援事業：スタートアップ支援のためのイベント、セミナー、専門家による相談等を行うもの
	地域魅力発信施設	市民などに対して、日本語や外国語で地域の魅力やまちづくり活動、生活サービス等の情報発信を行う施設
	外国語での教育に対応した教育施設	外国語での教育に対応した教育施設で、国際バカロレア機構等の認定を受けたもの
	外国語での診療に対応した医療施設	医師が直接又は通訳者等を介し、外国語での診療が可能である医療施設で、以下のいずれかに該当するもの 1 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院 2 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所
	外国語での保育に対応した保育施設	保育者が直接外国語で保育及び保護者への対応が可能である保育施設で、以下のいずれかに該当するもの 1 学校教育法第 1 条に規定する幼稚園 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する認定こども園 3 児童福祉法第 39 条に規定する保育所 4 前各号に規定する施設に類するもの
まちの魅力や利便性の向上に資する施設	沿道の賑わいを生み出す商業文化施設	次のいずれかに該当する施設 1 次に掲げる基準のいずれにも適合する商業施設・文化施設（以下「商業施設等」という。）で、沿道の賑わいを生み出す施設 - イ 建築物の 1 階部分にあり、道路又は公共的な空間（以下「道路等」という。）に面すること。 - ロ 道路等に面する部分（バックヤード等の部分を除く。）のファサードは、ガラス張りなどの可視化・オープン化等により、賑わいを演出するしつらえとすること。 - ハ 商業施設等の道路等に面する部分の長さが、当該施設を含む建築物の道路等に面する部分の長さの 2 分の 1 以上であること。 - 二 周辺の土地利用や景観に調和する、又は良好な景観を形成する形態・意匠・色彩とすること。 - ホ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第 9 項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用途に供するもの（以下「風俗営業施設」という。）でないこと。 2 前号に規定する施設以外の商業施設等で、前号に規定する施設と同等以上の沿道の賑わいを生み出す施設

	その他	エンターテイメント施設で、都市や地域の魅力向上に資する施設（展示、観覧又は体験の用に供する施設で、風俗営業施設を除く。）
		都市再生特別措置法第 118 条第 1 項に規定する都市再生推進法人又は名古屋市地域まちづくり推進要綱第 5 条第 1 項に規定する地域まちづくり活動団体の拠点となる事務所、集会所その他これらに類するもので当該地域まちづくり活動団体等の活動地域内にある施設
災害対策に資する施設	地域のための防災備蓄倉庫など	防災備蓄倉庫など、地域の防災対策に資する施設

別表 3

居住環境向上施設の種類		内容
文化・スポーツ施設	集会所	近隣住民を対象とした地域コミュニティの拠点となる集会所で、建築基準法別表第 2(イ)項第 4 号に該当するもの
	カルチャースクール・スポーツスクール	近隣住民を対象とした社会教育的な教室等で、建築基準法施行令第 130 条の 5 の 2 第 5 号の用途に該当するもの
医療施設	診療所	建築基準法別表第 2(イ)第 8 号に該当する診療所
子育て・教育・福祉施設	幼稚園	以下の 1 から 10 までのいずれかに該当するもので、建築基準法別表第 2(イ)項第 4 号、第 6 号若しくは第 9 号又は同法別表第 2(ハ)項第 4 号に該当するもの 1 学校教育法第 1 条に規定する幼稚園 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する認定こども園 3 老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンター 4 介護保険法第 115 条の 46 に規定する地域包括支援センター 5 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援の用に供する施設(児童発達支援指定事業所) 6 児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 4 項に規定する放課後等デイサービスの用に供する施設(放課後等デイサービス指定事業所) 7 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の事業の用に供する施設(放課後児童クラブ) 8 児童福祉法第 6 条の 3 第 6 項の事業の用に供する施設(地域子育て支援拠点、子育て応援拠点) 9 児童福祉法第 39 条に規定する保育所 10 児童福祉法第 59 条の 2 に規定する認可外保育施設
	認定こども園	
	老人デイサービスセンター	
	地域包括支援センター	
	児童発達支援指定事業所	
	放課後等デイサービス指定事業所	
	放課後児童クラブ	
	地域子育て支援拠点・子育て応援拠点	
	保育所	
	認可外保育施設	
商業施設	居住者の日常生活に必要な商業施設(日用品店、コンビニ、飲食店、美容院など)	居住者の日常生活に必要な商業施設で、建築基準法施行令第 130 条の 5 の 2 第 1 号若しくは第 2 号又は同施行令第 130 条の 5 の 3 第 2 号に該当するもの (ただし、建築基準法別表第 2(ト)項第 4 号に規定する危険物の貯蔵又は処理に供するものを除く。)

備考 居住環境向上施設は、その用途に供する各施設それぞれの床面積が 500 ㎡未満のものに限る。

別表4

居住環境向上施設の種類		内容
シェアオフィス・コワーキングスペース	シェアオフィス・コワーキングスペース	近隣住民を対象としたシェアオフィスやコワーキングスペース等複数企業や個人事業主が共用するオフィス(その用途に供する各施設それぞれの床面積が 500 ㎡未満のものに限る。)
医療施設	診療所	建築基準法別表第 2(イ)第 8 号に該当する診療所で、その用途に供する各施設それぞれの床面積が 500 ㎡以上で、その用途の性質から市長がやむを得ないと認めるもの
子育て・教育・福祉施設	幼稚園	以下の 1 又は 2 に該当するもので、建築基準法別表第 2(イ)項第 4 号、第 6 号、第 8 号若しくは第 9 号又は同法別表第 2(ハ)項第 4 号に該当するもの 1 別表 3 に規定する子育て・教育・福祉施設中、1 から 10 までのいずれかの用途に該当し、その用途に供する各施設それぞれの床面積が 500 ㎡以上で、その用途の性質から市長がやむを得ないと認めるもの 2 1 又は別表 3 に規定する子育て・教育・福祉施設のほか、老人福祉法、身体障害者福祉法、生活保護法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、介護保険法、児童福祉法、母子保健法又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める施設又は事業の用に供する施設のうち通所を主目的とするもの
	認定こども園	
	老人デイサービスセンター	
	地域包括支援センター	
	児童発達支援指定事業所	
	放課後等デイサービス指定事業所	
	放課後児童クラブ	
	地域子育て支援拠点・子育て応援拠点	
	保育所	
	認可外保育施設	
	その他	

誘導施設
居住環境向上施設 指定申出書

なごや集約連携型まちづくりプランに関する事務取扱要綱第5条第2項の規定により、 誘導施設 居住環境向上施設 の指定を申し出ます。 この申出書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。 年 月 日 (あて先) 名古屋市長 申出者 住 所 氏 名	
1 建築主又は所有者住所氏名	
2 敷地の位置（地名地番）	
3 誘導施設 居住環境向上施設 の種類	
4 誘導施設 居住環境向上施設 の内容	
5 工事種別	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途変更
6 誘導施設の用途に供する床面積の合計	
7 居住環境向上施設の用途に供する床面積	
8 工事着手予定日 工事完了予定日	年 月 日 年 月 日
受 付 欄※	

注 ※印のある欄には、記入しないでください。

誘導施設
居住環境向上施設 指定通知書

(住所)

(氏名) 様

下記の申出につきましては、なごや集約連携型まちづくりプランに関する事務取扱要綱
第 5 条第 3 項の規定により 誘導施設
居住環境向上施設 に指定しましたので、通知します。

年 月 日

名古屋市長

記

1 申出年月日	年 月 日
2 敷地の位置（地名地番）	
3 指定年月日	年 月 日
4 指定番号	第 号
5 誘導施設 居住環境向上施設 の種類	
6 誘導施設 居住環境向上施設 の内容	
7 誘導施設 居住環境向上施設 の用途に 供する部分	
8 備 考	

注 この通知書は、副本とともに大切に保存してください。

指定をしない旨の通知書

年 月 日

申出者 様

名古屋市長

誘 導 施 設
別添の 居住環境向上施設 指定申出書及び添付図書に記載の計画について、下記の理由により、なごや集約連携型まちづくりプランに関する事務取扱要綱第 5 条第 3 項の規定による指定をしないこととしましたので、通知します。

記

(理由)

取下届

年 月 日	
(宛先)名古屋市長	
届出者 住 所 氏 名	
誘導施設 次のとおり 居住環境向上施設 指定申出を取り下げたいので、なごや集約連携型まちづくりプランに関する事務取扱要綱第 5 条第 7 項の規定により届け出ます。	
1 申出年月日	年 月 日
2 敷地の位置（地名地番）	
3 取下げの理由	
受 付 欄※	備考※

注 ※印のある欄には、記入しないでください。

記載事項変更届

(宛先) 名古屋市長		年 月 日	
		届出者 住 所 氏 名	
なごや集約連携型まちづくりプランに関する事務取扱要綱第6条第2項の規定により、誘導施設・居住環境向上施設指定申出書及びその添付図書の記載事項を変更したので届け出ます。			
1 指定年月日・指定番号	年 月 日 第 号		
2 敷地の位置 (地名地番)			
3 誘導施設 居住環境向上施設 の種類			
4 変更事項	新		
	旧		
5 変更理由			
受 付 欄※	備 考※		

注 ※印のある欄には、記入しないでください。

誘導施設
居住環境向上施設 指定解除申出書

なごや集約連携型まちづくりプランに関する事務取扱要綱第7条第1項の規定による指定の解除を申し出ます。

この申出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(宛先) 名古屋市長

年 月 日

申出者 氏名

1 申出者住所氏名	電話 ()
2 既指定番号等	指定番号 第 号 指定年月日 年 月 日 誘導用途 居住環境向上施設 の種類
3 敷地の位置 (地名地番)	
4 申出理由の事項・ その時期	
5 連絡先 会社名・担当者名	電話 ()
受付欄※	

注 ※印のある欄には、記入しないでください。

誘導施設
居住環境向上施設 指定解除通知書

年 月 日

申出者 様

名古屋市長

下記のなごや集約連携型まちづくりプランに関する事務取扱要綱第 5 条第 3 項の規定による指定については、下記の理由により指定の解除をしましたので、通知します。

記

1. 指定年月日・番号
2. 敷地の位置（地名地番）
3. 誘導施設
居住環境向上施設 の概要
4. 理由

（備考）

指定の解除をしない旨の通知書

年 月 日

申出者 様

名古屋市長

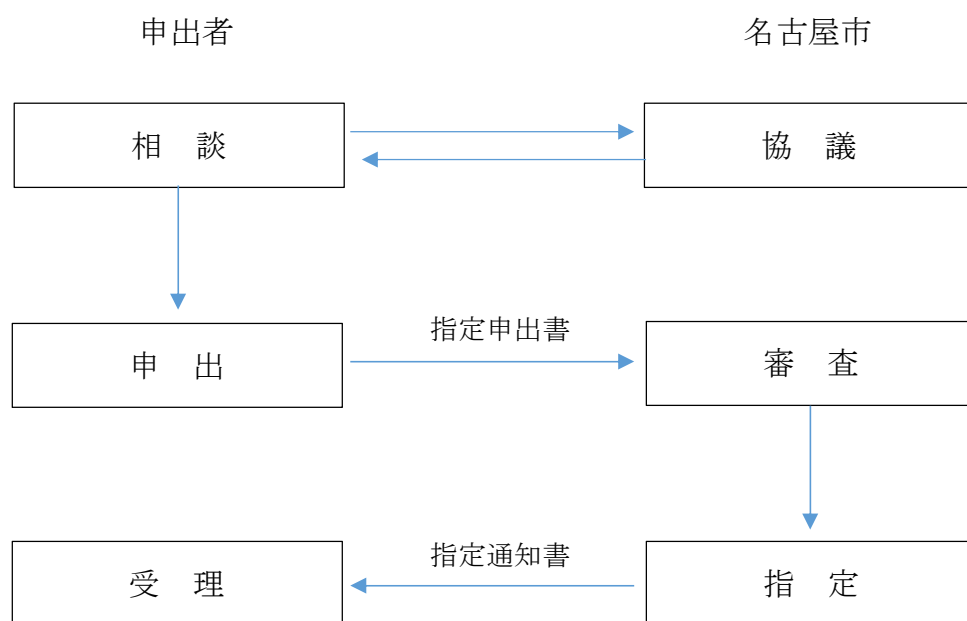
誘導施設

別添の 居住環境向上施設 解除申出書及び添付図書に記載の計画について、下記の理由によりなごや集約連携型まちづくりプランに関する事務取扱要綱第 7 条第 3 項の規定による指定の解除をしないこととしましたので、通知します。

記

(理由)

(参考)指定申出に係る手続きフロー



【参考】民間誘導施設等整備事業計画の認定

